全銀協ユーロ円ＴＩＢＯＲ公表要領

全 国 銀 行 協 会

全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、本邦オフショア市場の実勢を反映したユーロ円リファレンス・レート（以下「ユーロ円ＴＩＢＯＲ」という。）を以下の要領に基づき公表する。

１．ユーロ円ＴＩＢＯＲの算出

ユーロ円ＴＩＢＯＲ(Tokyo Interbank Offered Rate)は、リファレンス・バンク（現行 17 金融機関（以下、行））から呈示された 1 週間および 1 か月～12 か月物の 13 種類の金利（360 日ベース、スポットスタート物、100 分の 1%刻み）について、各期間レートにおける呈示レートのうち、最高 2 行の値および最低 2 行の値を除外して、単純平均して算出した 1 週間および 1 か月～12 か月物の 13 種類の平均レート（小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値）とする。

なお、何らかの理由でレート呈示を行わないリファレンス・バンクがあった場合でも､当該リファレンス･バンクを除いて前記の方法により算出する。

(注)VALUE DATE は、2 営業日後（東京）とする。

２．リファレンス・バンクの呈示レート

リファレンス・バンクは、毎営業日、午前 11 時時点の 1 週間および 1 か月～12 か月物の 13 種類のレート（360 日ベース、スポットスタート物、100 分の 1%刻み）を、午前 11 時 15 分までに指定された方法により呈示する。

ただし、各リファレンス・バンクから呈示されたレートは、トレーダブル・レートではなく、マーケット・レート（各リファレンス・バンクが、午前 11 時時点の本邦オフショア市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に、市場実勢と見做したレートであって、自行のポジション等に影響されないレート）とする。

３．リファレンス・バンクの指定

（１）全銀協は、リファレンス・バンクの指定ならびにその数について、原則、毎年度末に定例見直しを行い、その結果を公表する。その際、リファレンス･バンクの選定は、①市場取引量（本邦オフショア市場取引残高）、②円資産残高、③レピュテーション、および④レート呈示実績

の 4 項目をもとに行う（なお、選定にあたっては、ＴＩＢＯＲレートの継続性に配慮するとともに、リファレンス・バンクの参画業態の多様性も考慮する）。

（２）リファレンス・バンクは、リファレンス・バンクとしての指定を辞退する場合には、レート呈示の中止の少なくとも 2 か月前までに、全銀協に届け出なければならない。全銀協は、上記届出を受けた場合には、代替のリファレンス・バンクを指定する。なお、新リファレンス・バンクの指定に時間を要する場合には、その間、残りのリファレンス・バンクのみで、上記１．の方法により、公表レートを算出する。

（３）常にレートの呈示が遅れる等レート呈示姿勢に問題があり、ユーロ円ＴＩＢＯＲの公表の円滑な運営にとって好ましくないと判断されるリファレンス・バンクについては、全銀協の裁量により、当該金融機関のリファレンス・バンクの指定を取り消し、他の金融機関に指定替えすることができる。

（４）リファレンス・バンクの指定替え、補充等が必要となった場合、全銀協は上記(１)の選定方法により新リファレンス・バンクを指定する。

（５）リファレンス・バンク数（現行 17 行）については、「フロア（最低限度：8 行）」を設定する。例えば、リファレンス･バンク同士の合併等によりリファレンス・バンク数が減少した場合、全銀協がＴＩＢＯＲレートの継続性が確保できると判断すれば、リファレンス・バンクの補充は行わない。

４．公表レートの算出等事務の委託

（１）全銀協は、ユーロ円ＴＩＢＯＲの算出等にあたり、以下の事務を事務代行会社に委託する。

①リファレンス・バンクからの呈示レートの集計

②公表レートの算出

③公表レートの情報提供会社への配信

（２）事務代行会社の指定は、平成 16 年度末に見直し、その後は原則 5 年ごとに見直しを行う。

（３）事務代行会社の事務受託の辞退等により、上記の事務を委託することができない状況が発生した場合には､全銀協は代替の事務代行会社を指定する。なお、代替の事務代行会社の指定に時間を要する場合には、その間、リファレンス・バンクと協議のうえ、代替手段を講じる。

５．情報提供会社による公表レートの公表

事務代行会社から配信されたユーロ円ＴＩＢＯＲは、全銀協が認めた情報提供会社から、当該会社のオンライン・サービスまたは定期刊行物等において公表する。

６．公表レートの公表までの事務フロー

ユーロ円ＴＩＢＯＲの集計・算出・公表は、以下の事務フローに従って行う（下掲事務フロー図参照）。

（１）各リファレンス・バンクは、午前 11 時時点のレートを端末入力により呈示する（①）（入力時限：午前 11 時 15 分）。なお、入力したレートについては､各リファレンス･バンクがそれぞれ再鑑し責任を持つ(呈示するレートの一覧表(イメージ)は表 1 参照）。

（２）事務代行会社は、呈示レートを集計し、公表レートを算出する（②）（算出時限：午前 11 時 30 分）。

（３）事務代行会社は、その算出結果を速やかに通信システムにより全銀協に送信する（③）。

（４）全銀協は、その算出結果を再鑑して（④）、事務代行会社にユーロ円ＴＩＢＯＲの公表許可を通知する（⑤）。

（５）事務代行会社は、その許可を得た後、正午までに各情報提供会社に公表レートを配信する（⑥）（ユーロ円ＴＩＢＯＲの一覧表(イメージ)は表 2 参照）。

（６）情報提供会社は、速やかに公表レートを公表する（⑦）。

（７）公表レートの修正は原則として行わない。ただし、レートを修正する必要が生じた場合、公表後 1 時間以内に修正し、その修正レートを各情報提供会社に配信する。

７．公表要領の改正

本要領の改正は、全銀協市場国際委員会の決定をもって行う。

８．その他

リファレンス・バンクおよび市場参加者は、ユーロ円ＴＩＢＯＲの運用にあたっては、独占禁止法上問題となる惧れのある行為がないよう、厳に注意しなければならない（別紙「全銀協によるユーロ円ＴＩＢＯＲ公表にあたっての留意点等」参照）。

【事務フロー図】

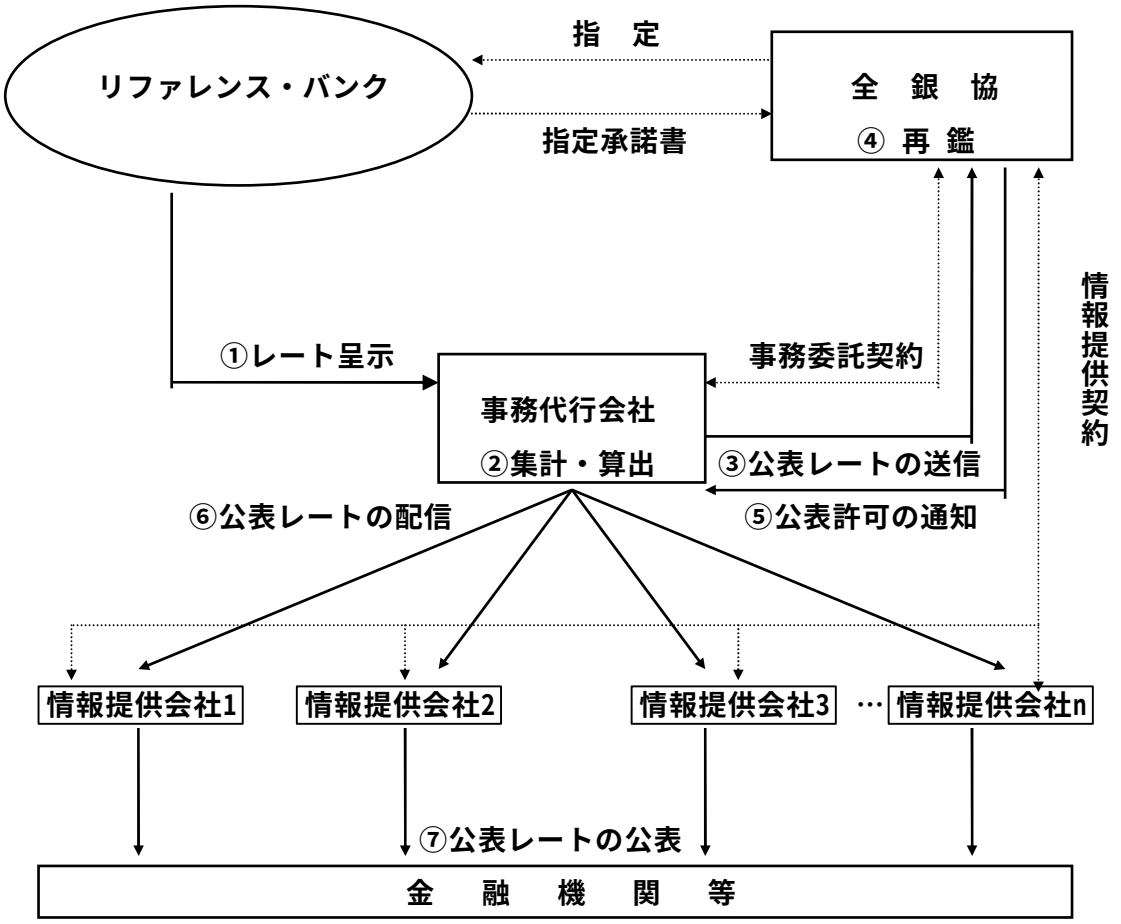

（注）全銀協／事務代行会社間、リファレンス・バンク／事務代行会社間は専用回線による自動入出力処理システムを構築。事務代行会社／各情報提供会社間は専用回線による自動配信システムを構築。なお、障害時等に関しては、ファックス等の代替手段により対応。

[平成 10 年 2 月制定・同 3 月実施、平成 16 年 2 月 20 日最終改正・同実施]

以　上

（別紙）

【参考】　全銀協によるユーロ円ＴＩＢＯＲ公表にあたっての留意点等

１．ユーロ円ＴＩＢＯＲの全銀協公表方式と独占禁止法との関係

（１）事業者は私的独占または不当な取引制限をしてはならない（第３条）。「不当な取引制限」とは、事業者が相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を制限することをいう（第２条第６項）。

（２）また、全銀協は独占禁止法の規定する「事業者団体」に該当することから、全銀協が一定の取引分野における競争を実質的に制限することや、構成事業者たる金融機関の機能または活動を不当に制限することは禁止されている（第８条第１項１号、同４号）。

２．本件に関して独占禁止法上問題となる行為

（１）上記１．を踏まえると、全銀協によるユーロ円ＴＩＢＯＲの公表に関しては、例えば、下記（２）のような行為は独占禁止法上問題となり得るので、各金融機関においては、十分留意しなければならない。

なお、下記（２）以外の場合であっても、金融機関が金利その他の取引条件に関して、相互に意思の疎通を図ることは、独占禁止法上問題となり得るので、併せて留意しなければならない。

（２）独占禁止法上問題となり得る行為

①リファレンス・バンクにおいて、事務代行会社への呈示レートの水準等について、事前に情報交換・調整を行うこと。

②本邦オフショア市場参加者間で、「ユーロ円ＴＩＢＯＲそのもの」、あるいは「ユーロ円ＴＩＢＯＲ＋α」等、全銀協の公表するユーロ円ＴＩＢＯＲを基準とした一定のルールに基づいて取引を行うことを事前に合意したうえで、このルールに基づき取引を行うこと。

③本邦オフショア市場以外における金融取引（預金・貸出・金利スワップ等）において、金融機関の間で、または全銀協等の事業者団体において、指標金利（ユーロ円のインパクトローンの基準レートや短期金利スワップの変動金利等）として、ユーロ円ＴＩＢＯＲのみを採用すること（逆に言えば、ＬＩＢＯＲ等他の指標金利を採用しないこと）等の申合わせをすること。

④スプレッド貸出等において、金融機関の間で、または全銀協等の事

業者団体において、ユーロ円ＴＩＢＯＲを基準とした一定の金利設定ルール（例えば、「ユーロ円ＴＩＢＯＲフラット」を最低金利とする、あるいは「ユーロ円ＴＩＢＯＲ＋α」を約定金利とする等）を合意したうえで、このルールに基づき金利設定を行うこと。

（３）なお、個々の金融機関が独自の判断に基づき、個々の取引（本邦オフショア市場、本邦オフショア市場外とも）において、「ユーロ円ＴＩＢＯＲ」あるいは「ユーロ円ＴＩＢＯＲ＋α」を取引金利として使用することは、独占禁止法との関係では問題とはならない。

以　上

（表１） リファレンス・バンクが呈示するレートの一覧表（イメージ）

TOKYO INTERBANK OFFERED RATE -EUROYEN DEPOSIT-

REFERENCE BANKS RATES (1)

DATE : 05APR00
TIME : 1100JST

BANKS	:	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
1W	:	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
1M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
2M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
3M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
4M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
5M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
6M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
7M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
8M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
9M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
10M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
11M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
12M	:	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX

（表２） ユーロ円ＴＩＢＯＲの一覧表（イメージ）

TOKYO INTERBANK OFFERED RATE -EUROYEN DEPOSIT-

JAPANESE BANKERS ASSOCIATION (ZENGINKYO)

ZENGINKYO XXXXXXXX AT XXXXJST
EUROYEN TIBOR AVERAGE / TIME: 1100JST

1W	0.00000
1M	0.00000
2M	0.00000
3M	0.00000
4M	0.00000
5M	0.00000
6M	0.00000
7M	0.00000
8M	0.00000
9M	0.00000
10M	0.00000
11M	0.00000
12M	0.00000
DATE	05APR00
VALUE	07APR00